

第2項 みどりを守り育てる仕組みづくり

(1) 緑化委員会・緑化協力員制度

区は、区民参加による緑化を進めるため、「緑化委員会」「緑化協力員」の制度を設けています。緑化委員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政に対し、提言を行っています。

一方、緑化協力員は、公募による100人の区民が、それぞれの地域で自主的に緑化活動を行っています。

(2) 花とみどりの相談所

みどり豊かなまちを実現するためには、区民の理解と協力が欠かせません。区では様々な機会を利用して、みどりに関する知識の普及や緑化についてのPRを行い、みどりに関心を持ち、愛し育む区民の意識を醸成しています。

みどりに関する情報発信の拠点である「花とみどりの相談所」では、植物の栽培や管理についての相談を受けるほか、花とみどりにまつわるさまざまな分野の講習会や展示会を開催しています。

(3) 牧野記念庭園

世界的に有名な植物学者、故牧野富太郎の住居跡である「牧野記念庭園」が平成22年8月にリニューアルオープンしました。新しくなった牧野記念庭園記念館では、博士ゆかりの品々を展示し、庭園内ではセンダイヤ（サクラ）、スエコザサなどおよそ300種の植物を見ることができます。

(4) 練馬みどりの葉っぴい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育んでいくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉（は）っぴい基金（条例名：練馬区みどりを育む基金）」を設置しました。基金は、寄付金と区の積立金からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用します。平成23年3月末現在、約5億6千万円の積立額となっています。

(5) 練馬みどりの機構

平成18年3月に、「練馬みどりの機構」が任意団体として活動を開始し、21年4月に一般財団法人格を取得、22年4月に都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定されました。

機構は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民・区内事業者そして区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成・活用に寄与することを目的としています。